

産業振興に関し

ものづくり産業振興について、通告にしたがい順次質問を致します。知事は本年度執行方針の中で「ものづくり産業の活性化」起業家や経営者の新しい事業活動に果敢に挑戦できる環境づくりを進めるとし、その取組に対し我が会派の代表質問や一般質問で取り上げ議論されてきた所であります。

今般、仮称「北海道ものづくり産業振興指針」の素案が示された所あります。

それによりますと、これまでであった工業、いわゆる製造業の振興策である「北海道工業振興指針(H9.3)」「北海道食品産業振興方策(H11.3)」「北海道産業デザイン振興方策(H2.3)」を改訂、統合し中長期的視点に立ち、北海道のものづくり産業の進むべき基本方向や振興方策を取りまとめたものとしておりこのことにつき数点伺います。

1-1 食品工業について

この振興方針として評価できるのは北海道の特徴として製造品出荷額の多くを占める食料品製造などの地方資源型工業などを統合して策定されることでもあります。しかしながら、この指針に関連する平成11年6月に施行された「ものづくり基盤技術振興基本法」の定義第二条では「ものづくり基盤技術」として工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性の高いもの、「ものづくり基盤産業」とは製造業、機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造業もしくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種とされ政令で定められ、そのほとんどが機械関連の工業に属するもので、食品加工機械などの開発はされても食料品製造に直接関わるものが無いことから、従来の施策の中から脱皮することなくこれまでと何ら変わらないと感じます。食品工業は北海道の製造業で最もシェアの大きい重要な産業部門で有りますので、道では食品工業の振興にどのように対応されるのかお聞きします。

答弁者 高橋はるみ知事

食品工業の振興についてであります、

豊かな農水産資源を活用した本道の食品工業は、製造品出荷額等で全製造業の4割近くを占め、地域の経済や雇用の受け皿として大きな役割を果たしており、製品の付加価値をより高めるなど、その振興を図ることが重要であると考えているところ。

このため、本指針では、輸送用機械といった加工組立型工業などの育成・振興とともに

に、本道製造業の中で重要な位置を占めている食品工業の振興を図るため、機能性食品の開発などによる付加価値の高い商品開発の促進や、道産食品の高いブランドイメージを活用した海外向け加工食品の開発、食品の生産履歴管理の導入促進などによる道産食品の信頼性の向上を振興方策の柱として各種施策を展開することになっているところ。

また、観光産業と連携した地域ブランドづくりなども促進することになっているところ。

今後、道といたしましては、国や大学、試験研究機関などとの密接な連携のもと、この方策に沿って、効率的・効果的な施策の推進に努め、商品企画力や技術力の向上、さらに販路の拡大を支援するなど、食品工業の振興を図ってまいる考え。

## 1－2 素案の中の食品工業の活性化方策について

食品加工研究センターやオホーツク圏及び十勝圏の地域食品加工技術センターによる研究開発やそれに基づく技術支援や、機能性食品の開発やバイオテクノロジーを活用した付加価値の高い商品開発や高齢者層の食料消費の動向を踏まえた商品開発などの促進、新商品の企画開発段階から販路拡大までを一体的に支援するとしていますが、こうした仕組みを事業者に周知する方法やその他の研究機関との連携強化についてはどのようにお考えか伺います。

答弁者 経済部長 高橋 教一

食品加工研究センターの研究開発の周知などについてであります。

食品加工研究センターなどにおきましては、これまで事業者からの相談への対応や現地での技術指導などを行うほか、各種研究会に参画するなど加工技術の普及に努めてきたところ。

また、研究成果の発表や情報交換を図る場を設けるほか、地域の研究機関、市町村、企業などと連携し、食品加工に関する講習会を開催するなど、研究成果の普及にも努めてきたところ。

今後とも多様化する消費者ニーズを踏まえた研究開発やその成果の普及、技術指導を積極的に進めるほか、地域の農水産資源を活用した製品開発とそのブランド化といった面で地域の研究機関などとの連携を一層密にし、道内食品企業に対する技術支援に努めてまいる考え。

## 1－3 衛生管理や品質管理手法の導入実態について

指針素案のなかで、HACCPに基づく衛生管理手法の導入促進とありますが、現在、本道での導入実態がどういう状況にあるのか伺います。また、品質管理手法のISO9000シリーズについてもあわせて伺います。

答弁者 経済部長 高橋 教一

衛生管理や品質管理手法の導入実態についてであります。

道といたしましては、道産食品の信頼性と付加価値の向上を図るため、平成14年度から、食品の製造・加工や販売施設を対象に、HACCPに基づく自主衛生管理を段階的に評価する事業を実施してきており、本年10月末現在で、道による評価を受けた製造加工施設数は、110カ所となっているところ。このほか、食品衛生法等の規定に基づくHACCP導入の取組として、17年度末現在で道内に61施設、米国やEU向けの輸出用水産食品を取り扱う施設として道や団体等の認定を受けた施設が52施設の延べ113施設あり、全国の該当施設延べ数の14.5パーセントとなっているところ。

また、財団法人日本適合性認定協会によりますと、平成18年11月20日現在でISO9000シリーズを取得している道内の食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の組織数は 48組織となっており、全国の3.3パーセントとなっているところ。

#### 1-4 食品工業の振興に対する国の財政措置等について

法第5条では、地方公共団体は、ものづくり基盤技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

又、第七条では、政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないとして施策を財政上も担保しているのですが、本道製造業の約半分を占めるのは食品工業でありますし、極めて弱い経営基盤でもあり、商品開発や衛生、品質管理、それに伴う設備投資など大きな負担となります。本年4月には、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が施行され、「ものづくり基盤技術振興基本法」の趣旨に基づき、その対象業種に対する新たな補助や支援制度ができましたが、食品工業についてはほとんど対象となっておりません。本道の製造業において、食品工業が重要な位置を占めていることを考慮すると、食品工業についても新たな財政措置を国に要請することなどを検討すべきと思いますが、見解を伺います。

答弁者 高橋はるみ知事

食品工業の支援に関する国への要請などについてであります、

国におきましては、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発に対し、試作品開発や展示会出展などを支援する「中小企業地域資源活用プログラム」を創設すべく19年度予算の概算要求中と承知しているところ。

道といたしましては、こうした動きと連動して、来年度の国費予算要望において、産業活性化の担い手である食品工業をはじめとした中小企業への重点的な支援を求めているところ。

今後も引き続き、国や関係機関と密接な連携を図りながら、商品企画から販路拡大までの各段階に応じて支援を行い、本道食品工業の振興を図ってまいる考え。

#### 1－5 食品工業の付加価値率の目標について

指針素案では、本道ものづくり産業の目指す姿として、食品工業については付加価値率を目標値に設定し、平成16年実績を基準として29.4%から平成29年には全国平均並の35.0%を目標としています。5.6ポイント増ですので10年間で年平均約0.6ポイントの見込みであります、平成16年食品工業の出荷額は2兆1625億円で前年より微増であるのに対し、付加価値額は6363億円で前年に比べ微妙に下がってきていて、付加価値も平成15年と比べ0.5ポイント下がっており、食品工業を取り巻く構造的なものを感じるのですが、どのように分析され、どのように目標を達成するのか具体的な方策をお聞かせ願います。

答弁者 経済部長 高橋 教一

食品工業の付加価値率向上の方策についてであります、

本道の食品工業の付加価値率は、近年、29パーセント台で推移しており、全国平均を5ポイント程度下回っている状況。

その主な要因としては、本道で出荷額の大きい業種を見ると、牛乳をはじめとした「乳製品」や、佃煮、漬物などの「その他の水産食料品」、筋子や塩かずのことといった「塩干・塩蔵品」などの付加価値率が、それぞれ全国の平均付加価値率より低いこと、また、「肉製品」のように付加価値率は全国平均より高いものの、製造業全体の付加価値率より低い業種があることなどによるものと考えているところ。

このため、食品加工研究センターによる研究開発や技術支援などにより高次加工の取組を促進するとともに、本道が優位性を持つ優れた農水産資源を活用した機能性

食品の開発やバイオテクノロジーの活用など付加価値の高い商品開発を促進することに加え、市場競争力の強いブランド力のある商品づくりを支援し、販路拡大を促進するほか、優れた新商品開発の取組事例の情報提供などにより取組意欲を喚起し、本道食品工業の付加価値率の向上を図ってまいる考え。

## 1-6 ものづくり産業人材の育成・確保について

企業は人なりと良く言われますが、特に製造業においては熟練の技を必要とされます。素案にも記載されておりますように、若年者の製造業離れや2007年問題などもあり人材育成、確保は重要な課題であります。

そこで本道へのU・Iターン者の誘導、就職希望情報などの誘致対策、また道内企業とのマッチングなどどのように進められているのか伺います。

又、道内大学や高等技術専門学院など教育機関や職業訓練機関との連携も視野に入っているが、全道8地域にある地域人材開発センターは、地域と密着しながら道の委託をうけ「技能ふるさと塾」を開設し、高校生など若年層に「ものづくり職業」への意識を高めると同時に地域のマスコミにも取り上げられ「ものづくり」に対する関心も高められている。さらに地方の製造業は中小企業が多く、一人の職員が営業から製造・輸送まで何役もしなければならず、したがって様々な能力を有する人材を育成するため、地域人材開発センターとの連携が必要と考えますが伺います。

答弁者 経済部長 高橋 教一

本道へのU・Iターン希望者の誘致につきましては、

東京の「北海道IJU(移住)情報センター」において専門の相談員が、就職の相談に応じるとともに、本道への求職希望登録を働きかけ、その登録者に対しては、毎月、道内企業のU・Iターン求人情報を送付しているところ。面接会を開催するとともに、札幌にも相談員を配置し、求人企業を紹介するなどして、就職の促進に努めているところ。

さらに、国と連携して、首都圏でのU・Iターンフェアにおいて道内の求人企業と首都圏の求人者との面接会を開催するとともに、札幌にも相談員を配置し、求人企業を紹介するなどして、就職の促進に努めているところ。

また、地域人材開発センターについてであります。センターは、地域における人材育成の拠点施設として認定職業訓練をはじめ、資格取得や技能の習得など、労働者の職業能力の向上に取り組んでいるところ。

道といたしましては、これらの事業を支援するとともに、センターの機能を活用し、「技能ふるさと塾」や在職者のスキルアップのための能力開発セミナー

一を実施しているところであり、今後とも、地元市町村やセンターの運営協会などと連携を図りながら、地域の多様な人材二]ズに応えられるよう、センター機能の積極的な活用に努めてまいりたい。

次に、ものづくり産業と農業振興に関し伺います。

近年、情報化社会となり、あらゆる産業で様々な技術革新やアイデア商品が開発されており大変便利な社会になってきております。

一方では公共投資の減少から建設業においては新たな事業への転換など迫られ、建設業のソフトランディングなど施策展開しておりますが現状としてなかなか上手く進んでいない状況と感じております。

こうした環境の中で、中小建設業者が暗渠施設の清掃器具の開発をし、新たな事業展開することを目指し、新技術開発部設立し平成13年から地道に研究、試作を重ね現在特許出願中であり、北海道立工業試験場の指導を受けノーステック財団、専修大学北海道短期大学の指導や外部企業の協力で実用化にこぎ着けたと言うことで実証実験を見て参りました、率直に良くできていると感じたのですがこうした新開発機器・技術の需要がどの程度になるか不安を感じたのも事実であります。

今後、北海道のものづくり産業や新事業の振興を図る上で、一事例ではありますが課題が多いと感じましたので以下伺います。

## 2-1 農業暗渠施設の長期使用について

この新機器は暗渠パイプの洗浄を行い機能回復を可能とするもので、これまで使用している耕作地の土層状態をそのままに、作付け期間中でも施行できることから作物や作土を痛めないという利点があるということでもあります。

現在の暗渠排水施設は、パイプが詰まり機能が低下してきたら、再度施行し直し耕作地の排水性を確保している状況であります。

これまで北海道において耕作地への暗渠排水の敷設面積は記録が残っている昭和40年度から平成14年までで、田は約16万ヘクタール、畑が約19万ヘクタールの合計35万ヘクタールとなっております。これを現在のモデル的な施行金額で換算すると、約4000億円に相当する額をこの暗渠排水施設の整備に要してきたこととなります。

一方、この洗浄システムで機能回復を図る経費は条件により差異はものの、1ヘクタール当たり50万からと新設工事を行う場合とくらべ三分の一から二分の一ですむ、又、需要が伸び施工技術がさらに工夫されればまだ経費を抑え

られるとしています。

これまでの投資額は年平均約 100 億から 150 億であり、これを抑え、設備の長期使用が可能になり無駄を省く事になると思いますが、いかがお考えになるか伺います。

答弁者 農政部長

農業暗渠施設の保守管理についてであります、

暗渠排水施設の機能を長期にわたって保持するためには、暗渠管内の沈殿物の除去など、施設の維持管理作業が重要であります。このため、これまでも施工にあたっては、暗渠管の洗浄作業を容易に行うための管理孔の設置などを行ってきているところ。これまで設置してきた暗渠排水施設を適切に保守管理し、施設の機能維持を図っていくことは重要であると考えておりますので、今後とも、設計・施工にあたっての工夫を重ねてまいりたい。

## 2-2 新技術の普及について

今後、こうした新技術開発の進展により、現行制度を改革していかなければならないことが多く出てくると考えます。

国会においても、地域主権型社会の実現をめざし、これまで以上に地域の特性を踏まえた行政を展開し、個性豊かで活力ある地域づくりの道を拓く「道州制特区推進法案」が審議されているところであり、地域で取り組まれている創意工夫を、農業振興や地域振興など、さまざまな分野について活かせる仕組みが整えられようとしています。

現状では、農業振興上も、受益者負担を伴う農業農村整備事業においてはさまざまなメニューがあり、地域で開発された新技術等の創意工夫を活かす観点に立って、取り組まれることが重要と考えるわけであります。

暗渠管の洗浄のような営農活動は、公共事業としての農業農村整備事業の対象とならないことは十分承知しておりますが、このような新技術・手法の開発が活かされない場合には、せっかく開発したものが普及せず、開発に要した経費や、これまで使用していた旧暗渠管の破棄による無駄も生じてしまいます。

施設の長寿命化やコスト低減は、今後ますます重要な課題になると考えており、こうした実態にいかが対応されるかお聞かせ願います。

答弁者 農政部長

新技術の普及についてであります、

これまでも、農業農村整備事業の実施に当たっては、暗渠排水工事などで、疎水材に地域で産出する安価な火山礫やホタテの貝殻を活用したり、掘削幅の狭いスリムバケットを使用するなど、コスト低減に結びつく技術や、施設の維持管理を容易にする工法の導入に努めてきたところ。

今後とも、こうした技術や工法などの活用方法について検討するとともに、関係団体などに幅広く情報提供するなど、農業農村整備事業の一層のコスト低減に取り組んでまいりたい。

### 2-3 バイオエタノールの原料の確保について

国は、地球温暖化防止対策などを柱として、今年3月、バイオマス・ニッポン総合戦略において、国産バイオ燃料の利用促進に積極的に取り組むこととし、大規模な実証試験を国内各地で展開することとしました。さらに、安部晋三首相は、所信表明演説において、地球温暖化対策の一環として、「自動車燃料にバイオエタノールを利用するなど、バイオマスの利用を加速化する」と表明し、年内に推進組織を設置、また、実用可能な政策については、来年度から取り組むとし、その拠点の1つを北海道に置くとしています。エネルギー資源の乏しい我が国の中で、まさに北海道がエネルギー産出の拠点になりますので、早期に対応すべきものと考えます。

(一方、道内では、これまで、国の事業を活用して、十勝管内のとかち財団などによるバイオエタノールの実用化に向けた様々な実証試験が実施されてきましたが、この中で製造技術試験、原料別の多段階利用試験や寒冷地における走行試験などの結果、原料価格や製造コストが大きな課題とされています。)

このような情勢を踏まえ、JAグループ北海道は、今年5月に、「JAグループ北海道バイオマス利活用委員会」を設置し、産学官の参画によるバイオマス利活用の検討を進めてきましたが、今般、国の事業を活用して、来年度に、十勝管内の清水町において、規格外麦や交付金対象外のとん菜を原料として、年産1万5千キロリットル規模のバイオエタノール実証プラントの整備を検討していることが、発表されたところです。現在、製造施設の採算性の確保や石油業界との連携などについて具体的な作業に入っていると聞いております。

地域で発生するバイオマス資源を用いてバイオエタノールを生産し、その地域でこれを利用する取組は、輸送に要するエネルギー消費を抑制し、地球温暖化防止対策としての効果を高めるとともに、地域のバイオマス資源の有効利用、製造施設や関連産業における雇用の拡大、エネルギーの自給率の拡大等、地域振興に多大な貢献があると考えます。

今後、農業農村の活性化を図り、さらに、バイオエタノールの生産を拡大してゆくためには、その原料をどのように確保してゆくのが重要課題と考えま



すが、道の見解を伺う。

答弁者 高橋はるみ知事

バイオエタノールの原料についてであります

バイオエタノールの製造に当たりましては、原料をできるだけ安く、かつ、安定的に確保することが不可欠であり、この度、道内のJAグループが検討を進めている計画では、現在生産されている農産物の中から供給できる規格外の麦や、交付金の対象とならないてん菜などを、原料とする予定と承知している。

道としては、JAグループが設置した検討委員会への参画を通じて、助言・指導を行うとともに、将来的には、バイオマス量の多い資源作物の導入なども課題と考えており、バイオエタノール原料の確保に向けて、国などとも十分連携を図りながら、取り組んでまいりたい。

### 3-1 環境に優しい機器の開発について

地球温暖化による地球環境の変動が様々な影響を与えることは周知のとおりであり2005年2月には京都議定書が批准されたところでありますが、目標値とするCO2削減がいっこうに進まずむしろ増加している状況にあります。

北海道においても同様であります。北海道の特徴として冬期間の暖房用灯油やガス使用から民生部門のCO2排出量が多いことから民生部門のCO2排出量を下げる対策が必要と考えます。最近では木質ペレットやBDFを使用し効率良く燃焼させるストーブやボイラーも開発されていますが、その大半は欧米のもので極めて高価でもあり国産品は極めて少ないことからこうした機器の開発を進めることも新たなものづくり産業の振興へとつながると考えますが伺います。

答弁者 高橋はるみ知事

環境に優しい機器の開発についてであります、

道といたしましては、消費者の環境への関心が高まる中、二酸化炭素の増減に影響を与えないカーボンニュートラルで、かつ、道内に豊富に賦存する木質バイオマスを活用するペレットストーブなどの環境に優しい機器の開発を進めることは、環境の負荷の低減はもとより、本道ものづくり産業の振興を図る上でも意義があるものと考え

ているところ。

こうしたことから、道立林産試験場において民間企業との共同研究により北海道型ペレットストーブの開発に取り組むとともに、市町村と連携してペレットストーブの普及に努めるほか、道立工業試験場において木質バイオマス燃焼ボイラーの開発の支援などを行ってきたところ。

今後とも道立試験研究機関における研究開発の取組や、新製品、新技術の開発に対する支援などにより、環境にやさしい機器の開発を促進するとともに、関係機関と連携してその普及促進に努めてまいる考え。

### 3-2 地球温暖化対策地域協議会について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と並び、「地球温暖化対策地域協議会」が、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向けた民間の取組を促す重要な手立てとして位置付けられているところでもあります。

この地域協議会は、住民や地方公共団体と連携して、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要となるべき措置について協議、実践することを目的に組織されるものですが、法律の施行以来、約8年が経過した現在、道内における地域協議会の設立状況はどうなっているのか、また、その取組内容や効果について、どのように把握しているのか伺います。

答弁者 環境生活部長

地球温暖化対策地域協議会についてであります

現在、道内には、住民や団体、事業者、市町村等が連携して、温暖化防止について協議、実践をする7つの「地球温暖化対策地域協議会」が設立されているところであり、都道府県別では、栃木県、広島県と並び、全国最多の設立数となっている。

地域協議会においては、道が取り組む家庭やオフィスでの暖房や冷房温度の見直しを呼びかけるウォームビズやクールビズ活動などと連動しながら、幅広い年代の人々が参加できるイベントや研修会の開催などを通じて、温暖化防止に関する情報提供や、普及啓発の推進などにご尽力いただいているところ。

道といたしましては、今後とも、本道における温暖化防止活動の拠点である「北海道地球温暖化防止活動推進センター」などと連携を図りながら、温暖化防止に向けた地域の活動が一層推進されるよう積極的な取組を進めてまいりたいと考えているところ。

### 3-3 環境配慮型製品の普及について

また、地域協議会の活動に対する国の助成制度もあると聞いているが、事業規模や利用条件などが厳しく、北海道内ではこの制度は一度も使われたことがないと承知している。

私としては、民間では取り組みにくいこのような事業活動に助成するよりも、例えばペレットストーブ活用補助金のように、環境配慮型製品の普及に力を入れる方が、環境保全の取組がより一層促進されるのではないかと考えている。

そこで、温暖化防止など環境保全に役立つ省エネタイプの製品やリサイクル製品の開発・普及について、環境対策の観点からも推進すべきと考えるが、道として、どのように取り組んできたのか、今後どのように取り組んでいくのか、伺う。

答弁者 環境生活部長

環境配慮型製品の普及についてであります

本道においては、家庭部門からの二酸化炭素の排出割合が全国に比べて高く、日常生活に伴い発生する二酸化炭素の排出抑制が重要な課題となっているところ。

そのため、道では、「北海道地球温暖化防止計画」に、道民の皆様が商品を購入する際には、省エネルギー型の製品やリサイクル品などを選択していただくとともに、使用に当たっても、エネルギー消費の抑制に配慮していただくことなどを盛り込み、省資源・省エネルギーの推進に努めているところ。

また、道内で発生した循環資源を利用して製造された製品を環境への負荷が少ない製品を道が優先的に調達するグリーン購入などを推進しているところであり、今後は、循環税を活用したリサイクルに関する研究開発の支援にも取り組んでまいりたいと考えているところ。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を推進するとともに、省エネ製品の普及に連する国の支援制度の充実を要望することなどをおして、環境配慮型製品の一層の普及に努めてまいりたいと考えているところ。

### 3-4 知事の決意について

最後に、「北海道ものづくり産業振興指針」の策定に関し、北海道の製造業振興に対する施策展開や環境政策又、国への対応など質問を致しました。極めてハードルの高いものもありますが、先般、知事は再選に向け出馬表明し、「明るい北海道づくりに向けて新たな情熱の炎が燃え盛っている。」と新生北

海道の創造に向い、心からの熱いメッセージを送ったところであります、これまで質問致しました課題は北海道経済活性化のため欠かすことのでき無いものと考えますのでこれらのことに立ち向かう知事の情熱・熱意とその決意をお聞かせ願います。

答弁者 高橋はるみ知事

ものづくり産業の振興に向けた決意についてであります、

本道経済を自立型の力強い産業構造に転換していくためには、ものづくり産業の育成、振興を図っていくことが、重要であると考えているところ。

このため、現在、中長期的視点から、その目指す姿や振興方策を明らかにした「北海道ものづくり産業振興指針(仮称)」の策定を進めているところ。

本道ものづくり産業の振興を図っていくためには、自動車など加工組立型工業の集積促進や、地域の経済・雇用に大きな役割を果たしている食品工業など地域産業の高付加価値化、国内外の市場で活躍する地場企業の育成のほか、こうした産業活動を支える人材の育成、確保が必要であると考えているところ。

私といたしましては、ものづくり産業と農業や環境との関わりといった議員からのご指摘も踏まえながら、本道経済の活性化を図るため、ものづくり産業の振興に全力で取り組んでまいりたい考え。